



## ゆうな医療・介護の相談たより

2021年07月号

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口

電話：098-832-9528

E-mail：iryoukaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等をご紹介します。

**相談専用のメールアドレスができました！**個人情報に配慮致します。メールでのご相談もお待ちしています。

### ●今月の相談：「介護保険の主治医に、どこまで話をしたら良いですか？」

Q：祖母は80歳で、自宅で転んで足を骨折してしまいました。祖母はハンセン病回復者であることを家族以外には内緒にしています。入院をする時にも、絶対に他人には言わないでと懇願され、病院には黙っていました。現在はリハビリテーションを専門にする病院に転院しています。しかし、認知症状が目立ち始め、リハビリテーションが進まないため、車椅子生活になりそうです。病院のソーシャルワーカーからは、介護保険の認定申請を勧められています。申請には主治医意見書が必要とのことですが、主治医やソーシャルワーカー、介護保険のケアプランを担当するケアマネジャーには、病歴のことを話しておいた方が良いでしょうか？

A：ご家族として介護の心配があることをお察しします。ご家族は、これまでご本人の意向を尊重され、またご本人もご家族に見守られて生活されてこられたのですね。ご本人の意向を第一に考え尊重することは、とても大事なことです。今後ご本人・ご家族が、支援者と共に最善なことは何かを考え、決めることができると良いですね。

さて病歴のことですが、介護保険の主治医意見書に記載される病名は、現在の介護が必要な状態に主に関係する病名が記載されます。そのため、これまで罹った病気が全て記載されるとは限りません。しかし、例えば今回の転倒がハンセン病の後遺症で、足の感覚がなく段差につまずいてしまったということなら、主治医や支援者は再転倒を予防し、またケアする際の留意点として共有しておかなければならない症状でしょう。

専門職には守秘義務があります。ご本人がこれからの生活に必要なこととして理解し納得できるよう、場合によっては主治医やソーシャルワーカーに同席を依頼する等し、気を付けなければいけないこととして話し合ってみてはどうでしょうか。状況によって、初回の申請時には病歴を共有できなかった場合でも、ご本人が信頼するかかりつけ医や、またソーシャルワーカーやケアマネジャーとご本人の信頼関係が築かれる過程で、ご本人自らお話ししていただくことがあれば、それに越したことはありません。

ご家族として、このような悩みがあることを支援者に相談されることも、とても重要です。ご家族としてのご相談も窓口ではお聴きしていますので、ご連絡をお待ちしています。

